

## 答 申

### 第1 審査会の結論

滋賀県知事(以下「実施機関」という。)が「発達障害者支援法上の発達障害者の人数が記載された文書、発達障害者の判定方法・基準が記載された文書」(以下「本件対象公文書」という。)について行った公文書公開決定は、本件対象公文書の特定に誤りがあるため、これを取り消し、さらに、本件対象公文書は存在しないと認められることから、改めて公文書非公開決定を行うべきである。

### 第2 異議申立てに至る経過

#### 1 公文書の公開の請求

平成18年1月19日、異議申立人は、滋賀県情報公開条例(平成12年滋賀県条例第113号。以下「条例」という。)第5条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、本件対象公文書の公開請求(以下「本件公開請求」という。)を行った。

#### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求に係る公文書として、「行動障害を示す知的障害者(児)及び自閉症者(児)実態調査報告書」、「めくばり てくばり こころくばり LD、ADHD、高機能自閉症支援ガイドブック(増補版)」を特定した。

同年2月1日、実施機関は本件対象公文書を公開とすることとし、公文書公開決定(以下「本件処分」という。)を行った。

#### 3 異議申立て

同年2月7日、異議申立人は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定に基づき、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

### 第3 異議申立ての内容

#### 1 異議申立ての趣旨

本件処分の取消を求める。文書特定に誤りがある。法律が成立する前に発達障害者支援法上の人数が記載されていることはありえない。教育委員会が発達障害者の判定方法・基準を作成したということはありえない。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が意見書において述べている異議申立ての理由は、次のように要約される。

##### (1) 発達障害者支援法上の発達障害者の人数が記載された文書について

異議申立人が開示請求をした他の行政機関は全て文書不存在の処分をしている。該当する文書が存在しない場合は、文書不存在の処分をすべきである。

滋賀県は、ある観点からは善意に基づいて開示請求文書に近い文書を探索して開示決定をしたと推察されるが、善意が請求者に伝わるのは、開示請求に係る文書はないが開示請求文

書と内容が近いと思われる文書は存在するので、その文書を開示請求文書としていいかどうかの確認をすることが前提になる。請求者に確認することなく開示請求文書を特定し、開示決定するという事は情報公開条例上許されない。開示請求文書でないものを開示請求文書であると特定した開示決定処分を取り消し、不存在処分をすべきである。

#### (2) 発達障害者の判定方法・基準が記載された文書について

判定方法・基準に関する記載がある文書を特定して、開示決定すべきである。参考になると考えて開示決定をされても、請求者にとっては意味がない。請求に係る文書が存在しないのであれば、不存在処分をすべきである。

滋賀県教育委員会が作成した「めくばり てくばり こころくばり LD、ADHD、高機能自閉症支援ガイドブック（増補版）」に発達障害者の判定方法・基準が記載されていないことは、実施機関の理由説明書で明らかになっている。

公開を前提として作成された文書を開示請求する必要はない。参考になる部分については情報公開制度を使わずに情報提供し、開示請求に関しては不存在処分をすることが適切な対応である。

開示請求に係る文書を特定することなく開示決定しているので、その処分は取り消されるべきである。

### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書および口頭説明において述べている内容は、次のように要約される。

#### (1) 発達障害者支援法上の発達障害者の人数が記載された文書について

本県には、発達障害者支援法（平成16年12月10日法律第167号）上に規定する発達障害者の全数を明確に調査したものは存在しないが、発達障害のうち、広汎性発達障害の一つである自閉症については、障害福祉課（現障害者自立支援課）が平成12年に、県内の福祉施設および教育機関を対象に、知的障害者(児)および自閉症者(児)の実態調査を行っており、その結果を「行動障害を示す知的障害者(児)及び自閉症者(児)実態調査報告書」（平成14年3月発行）にまとめている。

その集計結果によれば、自閉性障害（または自閉的傾向）がある者の数を把握することができ、発達障害者の人数を知るうえでの参考になると考えたため、これを対象公文書として特定し、公開を決定した。

しかし、発達障害者支援法は平成17年4月に施行されたもので、平成12年度に調査された人数を「同法上に規定する発達障害者の人数」に含めることは不可能であった。都道府県内の発達障害者支援法に該当する全ての発達障害者数を公式に調査し、公表している都道府県はない。やはり厳密に不存在により非公開決定すべきだったと現在は考えている。

発達障害者の数がわかるものであれば何でも良いと考え、本件公開請求の対象に近いと思われる文書を本件対象文書として特定したが、異議申立人に対して当該文書を本件対象公文書として特定していいかどうかの確認はしなかったものである。しかしながら、請求者に確認をしておくべきであり、また、本件で公開決定したものについては、情報提供という手段

で対応すべきであったと現在は考えている。

## (2) 発達障害者の判定方法・基準が記載された文書について

発達障害の判定方法・基準については、発達障害の診断方法がいまだはっきりと確立しておらず、また、その判定についても専門医に判断を委ねているのが現状である。そのため、「発達障害者の判定方法・基準」そのものは存在していないという認識はあったものの、できるだけ本件公開請求に応えるべく、発達障害児に多く見られる特徴を具体的にあげて教科指導等を行う上でのヒントを掲載した滋賀県教育委員会作成の「めくぱり てくぱり こころくぱり LD、ADHD、高機能自閉症支援ガイドブック(増補版)」(平成17年3月発行)を対象公文書として特定し、公開を決定した。これは、発達障害児の判定の参考資料となり得るものも広く含めて請求されていると理解したためであるが、公文書公開請求の文言を厳密に解釈すれば、不存在を理由に非公開決定するという対応もあったと現在は考えている。

なお、発達障害者の認定に当たっては、発達障害の診断を医師が行うこととなっている。発達障害の診断を行っているのは主に精神科及び小児科が中心で、医師による診断は病歴や診察所見、検査所見等を含めて総合的に診断を行う。その際の診断基準としてはICD-10(世界保健機構の国際疾病分類)やDSM-4(米国精神医学会の「精神障害の診断と統計のための手引き第4版)などの国際的に認知されている診断基準が用いられる。国際的に認知されている医学的診断基準は存在するが、発達障害者支援法の制度上の判定方法・基準は示されていない。調査研究途上であり判定方法・基準については、確実なものが国のレベルでもできていない。

## 第5 審査会の判断

### 1 審査会の判断理由

#### (1) 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第1条および第3条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うものであり、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審査会は、以上を踏まえ、たうえで以下のとおり判断する。

## (2) 本件対象公文書について

実施機関は、「発達障害者支援法上の発達障害者の人数が記載された文書」については「行動障害を示す知的障害者（児）及び自閉症者（児）実態調査報告書」を、「発達障害者の判定方法・基準が記載された文書」については「めくばり てくばり こころくばり LD ADHD、高機能自閉症支援ガイドブック（増補版）」を本件対象公文書として特定している。

これに対して異議申立人は、対象公文書の特定に誤りがあると主張しており、以下、本件対象公文書の特定の妥当性について検討する。

## (3) 本件対象公文書の特定の妥当性について

### ア 発達障害者支援法上の発達障害者の人数が記載された文書について

実施機関の説明によると、「発達障害者支援法上に規定する発達障害者の全数を明確に調査したもの」は存在しないことから、発達障害者の数がわかるものであれば何でも良いと考え、「参考になるもの」を本件対象公文書として特定したとのことである。また、実施機関が説明するように他の都道府県でも調査を実施しているところはないとのことである。さらに実施機関は「異議申立人のいう「発達障害者の人数」を厳密に解釈すれば対象文書は存在しないため、非公開ということになる。」と述べるなど事実上、異議申立人の主張を認めている。

たしかに、自閉症は発達障害のうちの広汎性発達障害の一つであり、自閉性障害（または自閉的傾向）がある者の人数は、発達障害者の人数の一部を構成するものと言える。

しかしながら、発達障害者支援法の施行は平成 17 年 4 月 1 日であり、法律の施行以前の平成 12 年に把握した数値を「『発達障害者支援法上』の発達障害者の人数」と捉えるのは、無理があると言わざるを得ない。

また、法律の施行後においても滋賀県は国、他府県等と同様に発達障害者支援法上に規定する発達障害者の人数の調査は行っていないとのこと、そうした説明に不自然、不合理な点はなく、他に代わりになるような文書は存在しないものと認められる。

以上のことから、「発達障害者支援法上の発達障害者の人数が記載された文書」は存在しないものと認められ、実施機関は請求対象と異なる文書を特定したものであり、文書の特定に誤りがあったものと認められる。

### イ 発達障害者の判定方法・基準が記載された文書について

実施機関の説明によると、「発達障害者の判定方法・基準が記載された文書」は存在しないことから、「参考になる文書」を本件対象公文書として特定したとのことである。

実施機関によると、ICD - 10（世界保健機構の国際疾病分類）や DSM - 4（米国精神医学会の「精神障害の診断と統計のための手引き第 4 版」）等の国際的に認知されている医学的診断基準は存在するものの、発達障害者支援法の制度上の判定方法・基準は国等からも示されていないとのこと、そうした説明に不自然、不合理な点はなく、他に代わりになるような文書は存在しないものと認められる。

以上のことから、「発達障害者の判定基準・方法が記載された文書」は存在しないものと認められ、実施機関は請求対象と異なる文書を特定したものであり、文書の特定に誤りがあったものと認められる。

以上により「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

## 2 審査会の意見

なお、当審査会は、本件諮問事案について次の事項を意見として本答申に付帯して提言する。

(本件対象公文書の特定について)

実施機関は、公開請求の文言どおり解釈すれば存在しないにもかかわらず、「参考になるもの」を本件対象公文書として特定して公開したものである。

対象公文書の特定は、公文書公開請求書に記載された文言を厳密に解釈し過ぎるよりも、可能な限り広義に解すべき場合もある。しかし、本件の場合、請求者はあくまで「発達障害者支援法上の発達障害者の人数が記載されている文書」や「発達障害者の判定方法・基準が記載された文書」を求めていたのであって、それぞれについての「参考になるもの」を求めたものではなかったのである。

今般の対応は実施機関が請求者の求める請求内容を充分確認しなかったがために、請求者に配慮したつもりが、かえって請求者の意図に沿わない事態を招くことになったものと考えられる。今後はこのようなことがないよう、対象公文書の特定の際には慎重に対応されたい。

なお、「参考になるもの」については対象公文書として公開しない代わりに、情報提供が可能なものとして、請求者に確認のうえ提供することを検討すべきであったと考える。今後はこの点についても充分留意されたい。

## 3 審査会の経過

当審査会は、本件異議申立てについて、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
平成18年3月13日	・実施機関から諮問を受けた。
平成18年4月28日	・実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成18年6月26日	・異議申立人から理由説明書に対する意見書の提出を受けた。
平成19年5月8日 (第147回審査会)	・諮問案件について、資料に基づき、事務局から説明を受けた。
平成19年6月4日 (第148回審査会)	・実施機関から公文書公開決定について口頭説明を受けた。
平成19年7月3日 (第149回審査会)	・諮問案件の審議を行った。
平成19年12月12日 (第154回審査会)	・諮問案件の審議を行った。